

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令請求事件


原告 134名

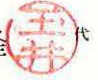
被告 国


被告第15準備書面


平成28年12月21日


大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中


被告訴訟代理人 竹野下 喜 彦 代


被告指定代理人 伊 藤 清 隆 代


山 本 剛 代


石 村 竜 太 代


鈴 木 和 孝 代

飛 田 由 華 代

帆 足 智 典 代

鈴 木 優香子 代


檀 上 信 介 代


原 田 剛 代

中	川	雅	之	
竹	原	友	深	
玉	井	秀	幸	
高	橋	正	史	
小	川	哲	兵	
大	城	朝	久	
矢	野		諭	
仲	村	淳	一	
海	田	孝	明	
井	藤	志	暢	
豊	島	広	史	
谷	川	泰	淳	
羽	田	野	誉	
市	村	知	也	
西	崎	崇	徳	
片	野	孝	幸	
小	林		勝	
岩	田	順	一	


鈴木健之 代


船田晃代 代

反町幸之助 代

佐藤秀幸 代

永井悟 代

佐藤雄一 代

藤原弘成 代

第1 原告ら準備書面(16)に対する反論（設置許可基準規則55条に関する原告らの主張が失当であること）	6
1 原告らの主張は，設置許可基準規則55条の重大事故等対策全体における位置づけ及びその技術的な背景を正解せず，また，福島第一発電所事故から得られた知見によらずに同条を独自に解釈して主張するものであること	6
(1) 原告らの主張	6
(2) 被告の反論	6
2 原告らの主張は，技術的能力審査基準における重大事故等対策の規定に係る被告の主張を正解せずにするものであって失当であること	9
(1) 原告らの主張	9
(2) 被告の反論	9
3 原告らの主張は，特定原子力施設の指定に係る被告の主張を正解せずにするものであって失当であること	10
(1) 原告らの主張	10
(2) 被告の反論	10
第2 原告ら準備書面(17)に対する反論（原子力規制庁が，「入倉・三宅式」が過小評価になることを認めているわけではないこと）	11
1 原告らの主張	11
2 被告の反論	12
(1) はじめに	12
(2) 7月27日規制委員会資料における記載の意味	12
(3) 原告らの主張の誤り	17

原告らは、平成28年9月9日付け準備書面(16)（以下「原告ら準備書面(16)」という。）において、被告第12準備書面における被告の主張に対し、①被告の主張は、設置許可基準規則55条を殊更に縮小解釈して不当にその適用範囲を狭めようとするものである、②技術的能力審査基準には重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に対する具体的な対策内容が定められていない、③特定原子力施設の指定は、重大事故対策そのものではなく、設置許可基準規則55条とは異なる問題であるなどと主張する。

以上の主張に対し、被告は、被告第10準備書面及び被告第12準備書面において、設置許可基準規則55条は、改正原子炉等規制法及び設置許可基準規則等における重大事故等対策の全体像や技術的な背景を踏まえて解釈すべきであり、原告らの主張は失当であると主張したところではあるが、本準備書面において、原告らの上記主張①は、設置許可基準規則55条の位置づけ等を正解せず、また、福島第一発電所事故から得られた知見によらずに同条を独自に解釈して主張するものであって、失当であること（後記第1の1）、原告らの上記主張②は、技術的能力審査基準における重大事故等対策の規定に係る被告の主張を正解せずにするものであって失当であること（後記第1の2）、原告らの上記主張③は、特定原子力施設の指定に係る被告の主張を正解せずにするものであって失当であること（後記第1の3）を改めて明らかにする。

また、原告らは、平成28年9月20日付け準備書面(17)（以下「原告ら準備書面(17)」という。）において、熊本地震を踏まえた島崎氏の提言等を根拠として、「入倉・三宅式」を用いた場合、基準地震動が過小評価になるなどと主張するが、本準備書面においては、原告らが、原子力規制庁において「入倉・三宅式」自体が地震動の過小評価になることを認めているとする点の誤りを明らかにする（後記第2）。原告ら準備書面(17)に対するその余の反論はおって行う。

なお、略語は新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 原告ら準備書面(16)に対する反論(設置許可基準規則55条に関する原告らの主張が失当であること)

1 原告らの主張は、設置許可基準規則55条の重大事故等対策全体における位置づけ及びその技術的な背景を正解せず、また、福島第一発電所事故から得られた知見によらずに同条を独自に解釈して主張するものであること

(1) 原告らの主張

原告らは、設置許可基準規則55条が想定しているのは、突発的に放射性物質を含んだ空気の一団が発生し、多量の放射性物質が短時間の内に工場等外の広範囲に拡散する事象である旨の被告の主張に対し、①同条の規定からは同条が予定する放射性物質の拡散形態を気体による拡散形態に限定する根拠は見い出せない(原告ら準備書面(16)3(1)(3,4ページ))とか、②改正原子炉等規制法1条の目的の達成のためには、福島第一発電所事故と同規模の重大事故に十分に対応できるものでなければならぬところ、同事故では実際に汚染水が工場等外に流出していることからすると、同条は汚染水の工場等外への流出という拡散形態を想定している(同書面3(2)(4,5ページ))として、被告の主張は同条を殊更に縮小解釈してその適用範囲を狭めようとするものであるなどと主張する(同書面2(3ページ))。

(2) 被告の反論

ア 設置許可基準規則55条は、重大事故等対策全体における同条の位置づけ及び技術的な背景を踏まえて解釈すべきこと

(ア) 被告第12準備書面第1の2(1)及び(2)(6ないし8ページ)で述べたとおり、改正原子炉等規制法及び設置許可基準規則等は、設計基準事象に対する十分な対策を要求し、それを踏まえてもなお重大事故等が発生することを想定して重大事故等対策を要求している。そして、重大事故等対策の一つである設置許可基準規則55条は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷を防止する

といった、重大事故等発生防止対策及び影響緩和対策を講じてもなお炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損等が生じた場合を想定した、放射性物質の拡散抑制について規定するものである。

炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損等が発生した場合に想定される放射性物質の拡散形態の一つとしては、突発的に原子炉格納容器等外に放射性物質を含んだ空気の一団（プルーム）が発生して多量の放射性物質が短時間のうちに工場等外の広範囲に拡散することが想定される。このような拡散形態に対しては、原子炉建屋に放水できる設備をあらかじめ配備することが必要であり、また、放水により必然的に生じる放射性物質を含んだ水が、地表面や排水経路等を伝って短期間のうちに工場等外の海洋に拡散する事態に対しては、当該拡散を抑制する設備をあらかじめ整備することが必要である。

そうすると、設置許可基準規則55条及びその解釈は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の損傷等が発生した場合の上記のような放射性物質の拡散形態を踏まえ、その拡散の抑制のため、あらかじめ一般的に設置しておくことが必要な設備として、原子炉建屋から大気中に放射性物質が拡散することを抑制するために必要な放水設備の機能を定めるとともに、複数の原子炉格納容器等に対する同時使用を想定して放水設備の必要最低数を定め、更に放水後に放射性物質を含んだ水の海洋への流出を抑制するための設備を整備することを規定したものと解するのが合理的である。

(イ) 他方、被告第12準備書面第1の2(3)(8ないし10ページ)で述べたとおり、上記(ア)で述べた事象以外の事象については、何重にも設置された重大事故等対策を踏まえてもなお炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損等に至った場合に生じ得るものであるところ、かかる事象や同事象発生時における原子炉施設の状態は、具体的状況下における

破損・損傷部位により大きく異なるものであるから、かかる事象等を全て想定した上、これに対応する設備をあらかじめ要求することは極めて困難である。そうであれば、実際に発生した重大事故の状況に応じて臨機応変に対応していくことが現実的かつ適切である。そこで、上記(ア)で述べた事象以外の事象については、重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、技術的能力審査基準に規定する対策を求めており(後記2(2))、さらに、当該施設の状況に応じた適切な方法による管理が特に必要と認めるときは、改正原子炉等規制法64条の2に規定する特定原子力施設に指定して行う対策によって対応することが予定されている(後記3(2))。

(ウ) 以上に述べたとおり、改正原子炉等規制法及び設置許可基準規則における重大事故等対策の全体像や技術的な背景を踏まえれば、設置許可基準規則55条及びその解釈は、原告らが主張する事象に対応した設備の設置を要求しているものではない。原告らの主張は、これらを理解しない独自の解釈であって失当である。

イ 福島第一発電所事故から得られた知見を踏まえても、設置許可基準規則55条に基づき、原告らが主張する拡散形態に対応する設備をあらかじめ一般的に設置すべきとはいえないこと

被告第12準備書面第2の2(10ないし12ページ)で述べたとおり、福島第一発電所事故の後、最初に放射性物質を含む水が海洋に流出したことが確認されたのは、平成23年4月2日午前9時30分頃に、福島第一発電所2号機の取水口付近においてである。そして、当該事象の開始時期については、同月1日に観測した2号機スクリーンの近傍海面付近の空間線量(1.5mSv/h)と、同月2日に汚染水の流出が発見された直後に、ほぼ同様の場所である2号機スクリーンの床上(海面より約4m)において観測した空間線量(20mSv/h)に照らせば、同月1日に汚染

水の流出が始まったと仮定され、かつ、その仮定は十分保守的と評価されている（乙第63号証1ページ）。このように、福島第一発電所事故の後、汚染水の工場等外への流出が最初に確認されたのは、事故発生の約3週間後であるから、設置許可基準規則55条において、原告らのいう「汚染水」の流出対策として必要な設備を要求していると解釈すべきということにはならない。

そして、原告らのいう「汚染水」の流出対策については、後記2で述べる技術的能力審査基準における要求事項や後記3で述べる特定原子力施設の指定（改正原子炉等規制法64条の2）により対処することが予定されている。

以上によれば、原告らの上記主張は、福島第一発電所事故において得られた知見を踏まえることなく設置許可基準規則55条を独自に解釈して主張するものであって、失当である。

2 原告らの主張は、技術的能力審査基準における重大事故等対策の規定に係る被告の主張を正解せずにするものであって失当であること

(1) 原告らの主張

原告らは、汚染水や溶融炉心の工場等外への流出対策については、技術的能力審査基準における要求事項により対処することが予定されているとの被告の主張に対し、技術的能力審査基準Ⅱ1.0(3)は、事故後「6日ないし7日後には『重大事故の中長期的な対応』と言えるだけの異なる設備をもって、異なる対応をすとの規定ではない」、また、技術的能力審査基準Ⅱ1.0(4)は、「新たな設備の設置あるいは新たな事故対策をすというものではない」から、技術的能力審査基準には重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に対する具体的な対策内容が定められていない旨主張する（原告ら準備書面(16)5（8ないし12ページ））。

(2) 被告の反論

被告第10準備書面第1の1(2)ウ(13, 14ページ)及び被告第12準備書面第1の2(3)(8ないし10ページ)で述べたとおり、技術的能力審査基準においては、重大事故等対策の一つとして、工場等内であらかじめ用意された手段(重大事故等対処設備、予備品及び燃料等)により、事故発生後7日間は事故収束対応を維持できることを要求するとともに、工場等外であらかじめ用意された手段(重大事故等対処設備、予備品及び燃料等)により、事象発生後6日間までに外部からの支援を受けられる体制を構築し、かつ、中長期的な対応が必要となる場合に備えて適切な対応を検討できる体制を整備する方針が要求されている(技術的能力審査基準Ⅱ1.0(3)及び(4)、同Ⅲ1.0(4)。乙第59号証2, 11及び12ページ)。

このように、技術的能力審査基準は、発電用原子炉について、重大事故発生直後から事故収束対応の維持を求めるとともに、事故発生7日以降には外部からの支援を受けた中長期的かつ適切な対応について検討する体制を整備することを要求しているのである。

したがって、原告らの上記主張は、技術的能力審査基準における重大事故等対策の規定に係る被告の主張を正解せずにするものであって、失当である。

3 原告らの主張は、特定原子力施設の指定に係る被告の主張を正解せずにするものであって失当であること

(1) 原告らの主張

原告らは、改正原子炉等規制法64条1項の文言から、特定原子力施設の指定は、重大事故対策そのものとして規定されたものではなく、重大事故時の工場等外への放射性物質の拡散を抑制することについての設置許可基準規則55条とは異なる問題をいうものである旨主張する(原告ら準備書面(16)6(12ページ))。

(2) 被告の反論

既に述べたとおり、設置許可基準規則55条は、炉心の著しい損傷及び原

子炉格納容器の破損等が発生した場合に想定される放射性物質の気体による拡散形態を踏まえ、その拡散の抑制のため、あらかじめ一般的に設置しておくことが必要な設備について定めたものである。他方、上記で述べた事象以外の事象に対しては、重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、前記2で述べた技術的能力審査基準における対策を求めている。さらに、当該施設の状態に応じた適切な方法による管理が特に必要なときは、改正原子炉等規制法64条の2に規定する特定原子力施設に指定して行う対策によって対応をすることが予定されているのである。

このように、改正原子炉等規制法及び設置許可基準規則等においては、設置許可基準規則55条による事故直後の対策、技術的能力審査基準に基づく外部支援による中長期的対策、施設の状態に応じた管理を行うための特定原子力施設に指定して行う対策という、重大事故の各場面ごとに、適切な重大事故等対策を行うことを予定しているのであって、特定原子力施設の指定が重大事故等対策の一つであることは明らかである。

したがって、特定原子力施設の指定が、「設置許可基準規則55条とは異なる問題であり、引用すること自体不適切であり、無意味である」との原告らの主張は、特定原子力施設の指定に係る被告の主張を正解せずにするものであって、失当である。

第2 原告ら準備書面(17)に対する反論（原子力規制庁が、「入倉・三宅式」が過小評価になることを認めているわけではないこと）

1 原告らの主張

原告らは、原告ら準備書面(17)第7（25ページ）において、平成28年7月27日原子力規制委員会資料「大飯発電所の地震動に係る試算の過程等について」（以下「7月27日規制委員会資料」という。甲第154号証）における「入倉・三宅式が他の関係式に比べて、同じ断層長さに対する地震モーメン

トを小さく算出する可能性を有していることにも留意して、断層の長さや幅等に係る保守性の考慮が適切になされているかという観点で確認してきている」との記載（3ページ）について、原子力規制庁において、「入倉・三宅式が地震動の過小評価になる可能性を認めた上で、他の『保守性の考慮』を加えて判断するということであって、入倉・三宅式自体が地震動の過小評価になることを認めている」などと主張する。

2 被告の反論

(1) はじめに

しかしながら、原告らの上記主張は、7月27日規制委員会資料における「入倉・三宅式が他の関係式に比べて、同じ断層長さに対する地震モーメントを小さく算出する可能性を有していることにも留意して、断層の長さや幅等に係る保守性の考慮が適切になされているかという観点で確認してきている」との記載を理解せずにするもので、明らかに誤っている。以下では、7月27日規制委員会資料における記載の意味について明らかにした上で（後記(2)）、原告らの上記主張の誤りを明らかにする（後記(3)）。

(2) 7月27日規制委員会資料における記載の意味

ア 「入倉・三宅式が他の関係式に比べて、同じ断層長さに対する地震モーメントを小さく算出する可能性を有している」の意味

(ア) 7月27日規制委員会資料は、「入倉・三宅式」では地震モーメントが過小評価される旨の島崎氏の指摘（甲第153号証8ページ）を受けて実施した、本件原子炉施設に係る地震動の試算過程等を示したものである。島崎氏は、上記指摘に際し、断層面が垂直の場合において算出される地震モーメントについて、「入倉・三宅式」を1とした場合、山中・島崎式は3.5倍、武村式は4倍になる旨を述べていた。また、島崎氏は、過去の学会発表（甲第137号証、甲第146号証）において、以下の4式を挙げ、「入倉・三宅式」では地震モーメントが過小評価さ

れる旨の発言をしていた。

$$M_0=4.37 \times 10^{10} \times L^2 \text{ (武村, 1998)}$$

$$M_0=3.80 \times 10^{10} \times L^2 \text{ (Yamanaka \& Shimazaki, 1990)}$$

$$M_0=3.35 \times 10^{10} \times L^{1.95} \text{ (地震調査委, 2006)}$$

$$M_0=1.09 \times 10^{10} \times L^2 \text{ (入倉・三宅, 2001で, 厚さ14kmの地震発生層中の
垂直な断層を仮定した場合)}$$

これら4式について、右辺のL(断層長さ)に同じ値を代入した場合、「入倉・三宅式」が最も小さい M_0 (地震モーメント)を算出する結果になることは一目瞭然である。そこで、7月27日規制委員会資料においては、「入倉・三宅式が他の関係式に比べて、同じ断層長さに対する地震モーメントを小さく算出する可能性を有している」と記載したのである。

(イ) しかしながら、かかる記載は、「入倉・三宅式」を用いた場合に算出される地震モーメントが過小評価になることを認める趣旨ではない。

そもそも、7月27日規制委員会資料に、「大飯発電所の基準地震動の策定に当たっては、レシピの(ア)の方法(入倉・三宅式)を用いている。この方法は、震源断層の詳細な調査結果をもとに断層モデルを用いて最終的に強震動計算を行うまでの一連の手法として、その合理性が検証され広く用いられている」と記載していることから明らかなどおり、「入倉・三宅式」が科学的合理性を有し、同式を適切に用いた場合に算出される地震モーメントが過小評価になるものではないことは、被告において当然の前提としているものである。

また、「入倉・三宅式」が前提とする断層長さとして「武村(1998)」の式が前提とする断層長さの意味合いは異なっているものと考えられることからすれば、各々の式に単純に同じ断層長さを代入して算出される地震モーメントの大小を比較することは無意味であり、科学的な意義が

全くない誤った比較手法である。すなわち、被告第9準備書面第3の2(1)(20ないし23ページ)で述べたとおり、「入倉・三宅式」とは、具体的な地下の震源断層を推定して当該断層の面積とすべり量及びその方向を求める震源インバージョンの手法に基づいて策定された、震源断層面積と地震モーメントの経験式である。そのため、「入倉・三宅式」を用いる場合は、地下の震源断層面積を設定した上で地震モーメントを算出することとなる。そして、島崎氏は、厚さ14kmの地震発生層中の垂直な断層を仮定して、上記震源断層面積から断層長さを求めたものと考えられる。

他方、「武村(1998)」の式は、被告第9準備書面第3の2(2)及び同書面第3の3(2)(23, 24, 26及び27ページ)で述べたとおり、「佐藤良輔, 1989, 日本の地震断層パラメータ・ハンドブック, 鹿島出版会」から抽出した32件の地震データと平成7年兵庫県南部地震の断層パラメータ(甲第97号証213ページ「table 1.」)を基に、断層長さと地震モーメント等との関係を求めたものである(甲97号証215ページ左段3行目以下)。そして、当該断層長さは、被告第9準備書面第3の3(3)(27及び28ページ)で述べたとおり、主として測地学的なデータに基づく「地表断層長さ」に近い値と考えられる。

このように、各々の式が前提とする断層長さの意味するところは異なっているのである。かかる前提を考慮することなく、各々の式に単純に同じ断層長さを代入して算出される地震モーメントの大小を比較することは無意味であり、科学的な意義が全くない誤った比較手法であるといわざるを得ない。

(ウ) 以上に述べたとおり、7月27日規制委員会資料における「入倉・三宅式が他の関係式に比べて、同じ断層長さに対する地震モーメントを小

さく算出する可能性を有している」との記述は、科学的合理性はないものの、経験式が前提とする断層面積あるいは断層長さの意味を考慮することなく、あえて仮に一律の断層長さを代入すると、「入倉・三宅式」により算出される地震モーメントが他の式と比較すると相対的に小さな値になるということをいう趣旨にすぎず、原子力規制庁において、「入倉・三宅式」を用いた場合に算出される地震モーメントが過小評価になることを認めたわけではない。

イ 「断層の長さや幅等に係る保守性の考慮が適切になされているかという観点で確認してきている」の意味

原子力規制委員会は、発電用原子炉施設に係る設置変更許可申請に対する審査において、申請者が設定した震源断層モデルを評価するに当たり、地質審査ガイド（乙第45号証）4.4及び地震動審査ガイド（乙第52号証）3.2等の記載を踏まえて、様々な観点から適切な評価がなされているかを確認している。

かかるガイドの記載について、いくつかの例を挙げて具体的にいうと、例えば、地質審査ガイド4.4.2は、内陸地殻内地震に関する震源断層評価について記載しているところ、その解説(1)では、「内陸地殻内地震における起震断層及び活動区間は、調査結果の信頼度（確からしさ）や精度等を考慮し、地形発達過程、地質構造、断層の活動履歴並びに地震1回の変位量分布・平均変位速度分布、過去及び現在の地震活動の特徴等を総合して安全側に設定される必要がある」とされている（乙第45号証21ページ）。また、地震動審査ガイド3.2.3(1)では、「内陸地殻内地震の起震断層、活動区間及びプレート間地震の震源領域に対応する震源特性パラメータに関して、既存文献の調査、変動地形学的調査、地表地質調査、地球物理学的調査の結果を踏まえ適切に設定されていることを確認する。」とされている（乙第52号証3ページ）。

このように、地質審査ガイド及び地震動審査ガイドでは、基準地震動の策定に当たって設定される震源断層モデルの断層長さや幅等について、保守性のある評価をしているか確認することとされている。

そのため、7月27日規制委員会資料における「断層の長さや幅等に係る保守性の考慮が適切になされているかという観点で確認してきている」との記述は、原子力規制委員会において、発電用原子炉施設に係る設置変更許可申請に対する審査において、申請者が策定した震源断層モデルを評価するに当たり、上記ガイドの記載等を踏まえ、保守性の考慮が適切になされているか慎重に確認しているという、当然のことを述べたものである。

ウ まとめ

以上に述べたとおり、7月27日規制委員会資料の「入倉・三宅式が他の関係式に比べて、同じ断層長さに対する地震モーメントを小さく算出する可能性を有していることにも留意して、断層の長さや幅等に係る保守性の考慮が適切になされているかという観点で確認してきている」との記載は、前記イで述べたように、原子力規制委員会においては、発電用原子炉施設に係る設置変更許可申請に対する審査において、ガイドの記載を踏まえ、保守性を考慮した適切な震源断層モデルが設定されているかを慎重に確認しているということを述べたものである。他方で、前記アで述べたとおり、手法自体は科学的合理性を欠くものの、単純に同一の断層長さを代入した場合、「入倉・三宅式」により算出される地震モーメントが、例えば「武村（1998）」の式と比較すると小さくなること自体は事実であることを踏まえ、「入倉・三宅式が他の関係式に比べて、同じ断層長さに対する地震モーメントを小さく算出する可能性を有していることにも留意して」と注意的に記載したにすぎないのである。

よって、原告らが主張するように、「入倉・三宅式」では地震モーメントが小さく算出されるがゆえに、他の保守性の考慮によって地震動の過小

評価を補っているという趣旨をいうものではない。

(3) 原告らの主張の誤り

前記(2)で述べたとおり、7月27日規制委員会資料の記載は、経験式である「入倉・三宅式」を用いた場合に算出される地震モーメントが過小評価になるという趣旨を述べるものではないから、「入倉・三宅式が地震動の過小評価になる可能性を認めた上で、他の『保守性の考慮』を加えて判断している」との原告らの主張は誤っている。

すなわち、前記(2)アで述べたとおり、当該経験式が前提としている断層面積あるいは断層長さの意味を考慮することなく、単純に同じ断層長さを代入することにより求めた地震モーメントの値を比較することには科学的合理性が全くないのであって、「入倉・三宅式」が過小評価になるということを意味するものではない。この点については、被告第9準備書面、被告第10準備書面、被告第11準備書面及び被告第13準備書面で主張したとおりである。

なお、原告ら準備書面(17)に対するその余の反論については、おって行う。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 大阪地方裁判所平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令請求事件
 原告 134名
 被告 国

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
関西電力	関西電力株式会社	答弁書	4	
大飯発電所3号炉	関西電力大飯発電所3号原子炉	〃	〃	
大飯発電所4号炉	関西電力大飯発電所4号原子炉	〃	〃	
本件各原子炉	大飯発電所3号炉及び4号炉	〃	〃	
本件各原子炉施設	本件各原子炉及びその付属施設	〃	〃	
原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	〃	〃	第3準備書面で略称を変更
行訴法	行政事件訴訟法	〃	〃	
訴訟要件①	処分権限	〃	5	
訴訟要件③	i 損害の重大性, ii 補充性	〃	〃	
訴訟要件④	原告適格	〃	〃	
実用発電用原子炉施設	実用発電用原子炉及びその付属施設	〃	〃	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	〃	7	
省令62号	発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	〃	〃	
技術基準適合命令	経済産業大臣が、電気事業法40条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときにする、事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限等の命令	〃	10	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	〃	20	第1準備書面で略称を変更
安全評価上の設定時間	設置許可申請書添付書類第八の仕様及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間(「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」における「適切な値をとるような速度」についての解説部分より)	〃	23	乙3
原告ら準備書面(1)	原告らの平成24年10月16日付け準備書面(1)	第1準備書面	5	
原子力規制委員会等	原子力規制委員会及び経済産業大臣	〃	〃	
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小	〃	10	

	法廷判決（民集46巻7号1174ページ）			
新耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）	第1準備書面	10	乙2。 答弁書から略称を変更。
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）	〃	13	乙4
旧耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について（昭和56年7月原子力安全委員会決定）	〃	14	
平成17年5号内規	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について（平成17年12月15日原院発第5号）	〃	18	乙19
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）	〃	19	乙20
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則17条の施行後の原子炉等規制法	〃	24	第4準備書面で基本用語を変更
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23が規定する、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときに、原子力規制委員会が、原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずる処分	〃	26	
耐震安全性評価に対する見解	「耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社 美浜発電所1号機、高浜発電所3、4号機、大飯発電所3号機、4号機 耐震安全性に係る評価について（基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価）」に対する見解	〃	30	乙23
安全余裕検討部会	制御棒挿入に係る安全余裕検討部会	〃	34	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成24年12月25日付け準備書面(2)	第2準備書面	4	
本件シミュレーション	平成24年10月24日付けで原子力規制委員会が公表した原子力発電所の事故時における放射性物質拡散シミュレーション	〃	6	
小田急大法廷判決	最高裁判所平成17年12月7日大法廷	〃	9	

	判決(民集59巻10号2645ページ)			
原子力災害対策重点区域	住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	第2準備書面	18	
ICRP	国際放射線防護委員会	〃	28	
訴え変更申立書	原告らの平成25年9月19日付け訴えの変更申立書	第3準備書面	4	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号)	〃	〃	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	〃	5	
現状評価会合	大飯発電所3,4号機の現状に関する評価会合	〃	6	
現状評価書	平成25年7月3日付け「関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書」	〃	〃	乙35
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等(同規則の解釈やガイドも含む)	〃	〃	第4準備書面別紙参照
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571ページ)	〃	8	
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	〃	〃	答弁書から略称を変更
推本レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(レシピ)(平成21年12月21日改訂)	〃	14	乙36
省令62号の解釈	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について	〃	19	甲56
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会・国会事故調報告書	〃	21	
大飯破砕帯有識者会合	原子力規制委員会における大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合	〃	26	
評価書案	関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内破砕帯の評価について(案)	〃	32	乙39
設置法	原子力規制委員会設置法(平成24法律第47号)	第4準備書面	5	
改正原子炉等規制法	設置法附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法 ※なお、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。	〃	〃	第1準備書面から基本用語を変更
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	〃	〃	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	〃	6	

福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	〃	13	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	第4準備書面	18	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	〃	20	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	〃	〃	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	〃	〃	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号)	〃	21	
3号要件	その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の2第1項において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)	〃	22	
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	〃	25	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	〃	28	
安全審査指針類	第4準備書面別紙3に列記する原子力安全委員会(その前身としての原子力委員会を含む。)が策定してきた各指針	〃	29	
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	〃	29	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	〃	29	
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	〃	30	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第5準備書面	5	

重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第5準備書面	5	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	〃	6	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	〃	〃	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	〃	〃	
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	〃	〃	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	〃	7	
設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定）	〃	〃	乙44
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定）	〃	〃	乙45
技術基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定）	〃	8	乙46
耐震設計工認審査ガイド	耐震設計に係る工認審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306195号原子力規制委員会決定）	〃	〃	乙47
基準地震動	設置許可基準規則4条3項に規定する基準地震動	〃	13	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	〃	16	
基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	〃	28	
原子炉制御系統	原子炉の通常運転時に反応度を調整する機器及び設備	〃	34	
原子炉停止系統	原子炉の通常運転状態を超えるような異常な事態において原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために原子炉を停止する機能を有する機器及び設備	〃	〃	
原告ら準備書面(6)	原告らの平成26年6月3日付け準備書面(6)	第6準備書面	4	

原告ら準備書面(7)	原告らの平成26年9月9日付け準備書面(7)	第7準備書面	5	
炉心	発電用原子炉の炉心	第7準備書面	19	
旧F-6破砕帯	昭和62年の本件各原子炉の設置許可申請時に推定されていたF-6破砕帯	第8準備書面	5	
新F-6破砕帯	大飯破砕帯有識者会合において確認された旧F-6破砕帯とは異なる位置を通過する新たな破砕帯	〃	〃	
破砕帯評価書	平成26年2月12付け「関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破砕帯評価について」	〃	〃	乙49
本件各設置変更許可申請	関西電力が平成25年7月8付けでした本件各原子炉についての設置変更許可申請	〃	9	
原告ら準備書面(5)	原告らの平成26年3月5日付け準備書面(5)	第9準備書面	6	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成26年12月10日付け準備書面(8)	〃	〃	
武村(1998)	武村雅之氏が執筆した論文である「日本列島における地殻内地震のスケーリング則—地震断層の影響および地震被害との関連—」	〃	〃	甲97
入倉・三宅式(2001)	入倉孝次郎氏及び三宅弘恵氏が執筆した論文である「シナリオ地震の強震動予測」	〃	〃	甲96
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定)	〃	11	乙52
基本震源モデル	震源特性パラメータを設定したモデル	〃	〃	
推本	地震調査研究推進本部	〃	11	
地震等基準検討チーム	断層モデルを用いた手法による地震動評価に関する専門家を含めた発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	〃	18	
入倉(2014)	入倉孝次郎＝宮腰研＝釜江「強震動記録を用いた震源イメージングに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	〃	25	乙57

原告ら準備書面(9)	原告らの平成27年3月12日付け準備書面(9)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(11)	原告らの平成27年6月23日付け準備書面(11)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(10)	原告らの平成27年6月17日付け準備書面(10)	〃	〃	
島崎氏	島崎邦彦氏	〃	〃	
島崎発表	島崎邦彦氏の発表	〃	〃	
技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会決定)	〃	7	乙59
原告ら準備書面(12)	原告らの平成27年9月11日付け準備書面(12)	第11準備書面	5	
原告ら準備書面(13)	原告らの平成27年12月14日付け準備書面(13)	第12準備書面	5	
原告ら準備書面(14)	原告らの平成28年3月17日付け準備書面(14)	第13準備書面	5	
原告ら準備書面(15)	原告らの平成28年6月10日付け準備書面(15)	第14準備書面	5	
原告ら準備書面(16)	原告らの平成28年9月9日付け準備書面(16)	第15準備書面	5	
原告ら準備書面(17)	原告らの平成28年9月20日付け準備書面(17)	〃	〃	
7月27日規制委員会資料	平成28年7月27日原子力規制委員会資料「大飯発電所の地震動に係る試算の過程等について」	〃	11	